

議案第 2 4 号

協定項目 1 0 地方税の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 6 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

地方税の取扱いについて

地方税については、別紙のとおり調整する。

項 目	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
個人市町村民税 均等割税率	年額2,500円(標準税率) (人口5万～50万人未満 の市)	年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	年額2,000円(標準税率) (人口5万人未満の町村)	年額2,500円(標 準税率)とする。
所得割税率	200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	200万以下の金額3% 200万円を超える金額8% 700万円を超える金額10% (標準税率)	現行のとおり新 市に引き継ぐもの とする。
納期	特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、1月)	特別徴収12期 普通徴収4期 (6月、8月、10月、12月)	特別徴収は、現 行のとおりとし、 普通徴収は、6月、 8月、10月、1月と する。
法人市町村民税 均等割税率	制限税率 1号法人 3,600千円 2号法人 2,100千円 3号法人 492千円 4号法人 480千円 5号法人 192千円 6号法人 180千円 7号法人 156千円 8号法人 144千円 9号法人 60千円	制限税率 1号法人 3,600千円 2号法人 2,100千円 3号法人 492千円 4号法人 480千円 5号法人 192千円 6号法人 180千円 7号法人 156千円 8号法人 144千円 9号法人 60千円	制限税率・標準税率 1号法人 3,600千円 2号法人 2,100千円 3号法人 492千円 4号法人 480千円 5号法人 160千円 6号法人 150千円 7号法人 130千円 8号法人 120千円 9号法人 50千円	標準税率 1号法人 3,000千円 2号法人 1,750千円 3号法人 410千円 4号法人 400千円 5号法人 160千円 6号法人 150千円 7号法人 130千円 8号法人 120千円 9号法人 50千円	制限税率 1号法人 3,600千円 2号法人 2,100千円 3号法人 492千円 4号法人 480千円 5号法人 192千円 6号法人 180千円 7号法人 156千円 8号法人 144千円 9号法人 60千円	標準税率・制限税率 1号法人 3,000千円 2号法人 1,750千円 3号法人 492千円 4号法人 480千円 5号法人 192千円 6号法人 180千円 7号法人 156千円 8号法人 144千円 9号法人 60千円	制限税率・超過税率 1号法人 3,600千円 2号法人 2,100千円 3号法人 492千円 4号法人 440千円 5号法人 176千円 6号法人 165千円 7号法人 143千円 8号法人 132千円 9号法人 55千円	制限税率とす る。
法人税割税率	14.7%(制限税率)	14.7%(制限税率)	14.7%(制限税率)	14.0%(超過税率)	14.7%(制限税率)	13.7%(超過税率)	14.7%(制限税率)	
固定資産税 税率	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.6%(平成16年度から 1.5%)	1.6%	1.6%	税率は、1.4%と する。ただし、平 成17年度は、現行 のとおりとする。
不均一課税	実施していない	実施していない	登録ホテル業の用に供 する建物に係る固定資産 税率を、3年間1.4%	実施していない	実施していない	実施していない	実施していない	廃止する。
課税免除	実施していない	実施していない	工業生産設備2,000万円 以上の新增設(新設10人、 増設5人を超える雇用者数 を伴うもの)に係る固定資 産税を3年間免除	・農村地域工業等導入 地区 工業生産設備3,000 万円以上の新增設(工業以 外の設備は新增設に係る 雇用者数が15人を超える もの) ・工業生産設備3,000万円 以上の新增設(新設10人、 増設5人を超える雇用者数 を伴うもの)に係る固定資 産税を3年間免除	実施していない	実施していない	過疎地域における製造 業、旅館業に対する設備 (減価償却資産の取得価額 の合計額が2,500万円を超 えるもの)、建物、土地に 係る固定資産税を3年間免 除	・工業生産設備に 係る課税免除は、 廃止する。 ・過疎地域(山田 村、細入村)に係 る課税免除は、新 市に引き継ぐもの とする。
納期	4期 (4月、7月、12月、2月)	4期 (4月、7月、12月、2月)	4期 (4月、7月、10月、2月)	4期 (4月、7月、12月、2月)	4期 (4月、7月、12月、2月)	4期 (5月、7月、11月、2月)	4期 (4月、7月、11月、2月)	4月、7月、12 月、2月とする。

項 目	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
軽自動車税 項目	原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc超 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc超 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc超 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc超 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc超 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc超 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 原付 50cc以下 1,000円 原付 90cc以下 1,200円 原付 90cc超 1,600円 三輪 20cc超 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上乗用営業用 5,500円 四輪以上乗用自家用 7,200円 四輪以上貨物営業用 3,000円 四輪以上貨物自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、納期については5月とする。
	納期	納期	納期	納期	納期	納期	納期	
	全期(5月)	全期(5月)	全期(5月)	全期(5月)	全期(5月)	全期(5月)	全期(5月)	
市町村たばこ税	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	1,000本につき2,977円 旧三級品1,000本につき1,412円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
鉱産税	税率1% ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率1% ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率1% ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率1% ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率1% ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率1% ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	税率1% ただし、鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合、0.7%	現行のとおり新市に引き継ぐ。
特別土地保有税	5,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	5,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	5,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	5,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	5,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	10,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	10,000㎡以上の土地の所有(保有分)又はその取得(取得分)に対して課税 平成15年度以降課税停止	現行のとおり新市に引き継ぐ。
入湯税	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日)150円 日帰り50円	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日)150円 (標準税率)	1人1日(1泊2日を含む)150円(標準税率)とする。
事業所税	資産割 税率1㎡当たり600円 免税点事業床面積合計1,000㎡以下 従業者割 税率 従業者給与総額の0.25% 免税点事業所従業者数100人以下	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり課税する。ただし、現在課税されていない16町村の区域については、平成21年度までは、6分の1ずつ段階的に課税する。
都市計画税 税率 納期	税率0.3% 市街化区域 67.78km ² 4期 (4月、7月、12月、2月)	該当なし	該当なし	該当なし	課税していない 市街化区域 4.53km ²	該当なし	該当なし	平成18年度から0.25%とする。ただし、婦中町の市街化区域については、平成21年度まで課税しない。 4月、7月、12月、2月とする。